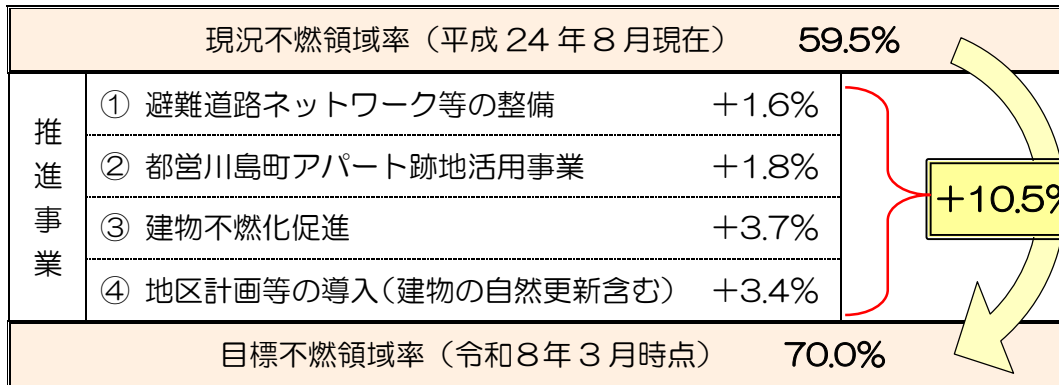


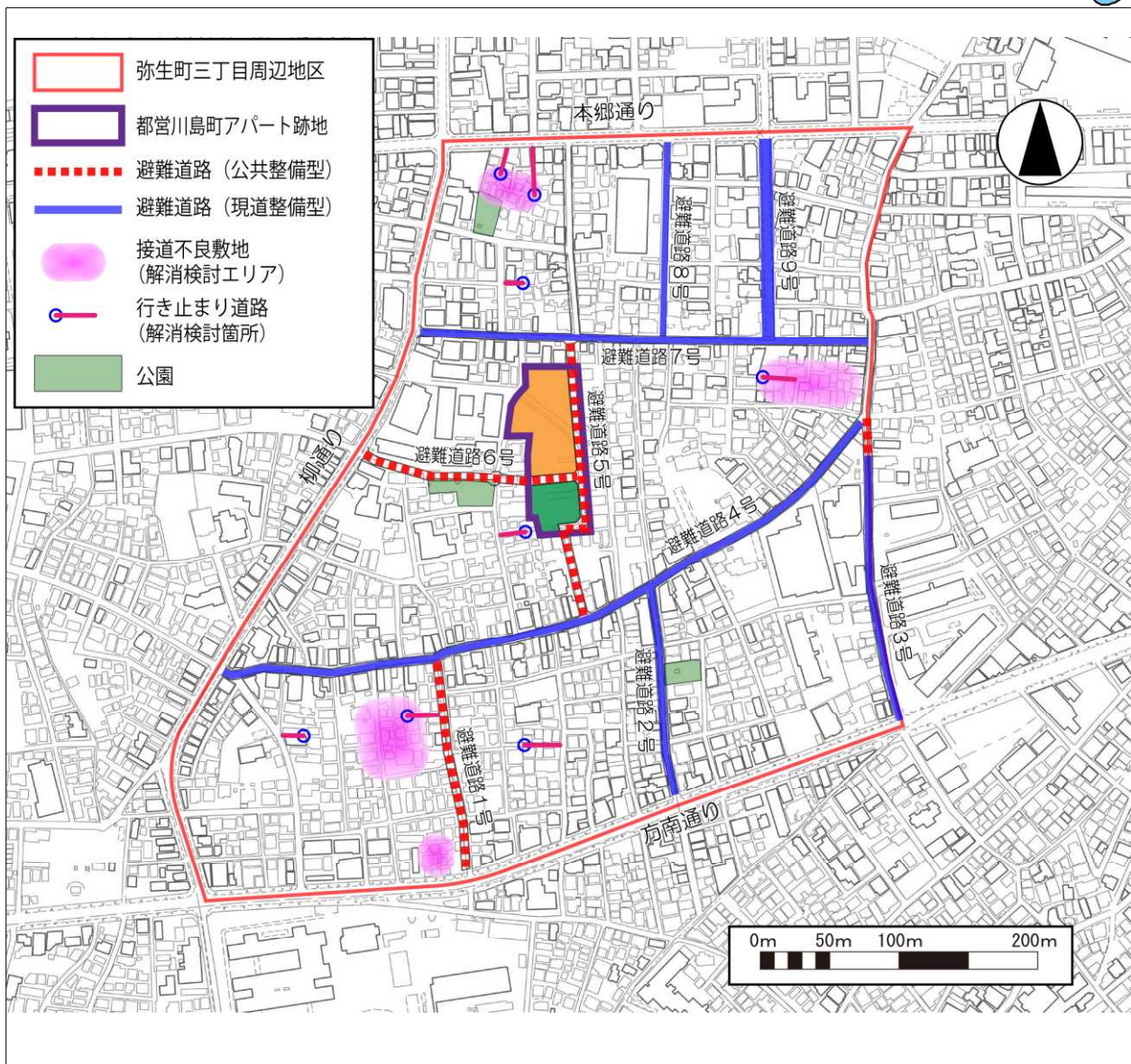
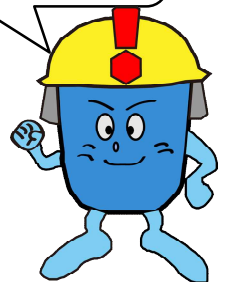
弥生町三丁目周辺地区

防災まちづくり事業計画の概要

- 目 標 地区の防災性の向上と居住環境の改善
- 事業期間 平成 26 年度～令和 7 年度（12 年間）
- 数値目標 地区全体の不燃領域率 70%



不燃領域率を
向上させます



■ 目標達成への取り組み

① 避難道路ネットワーク等の整備

【整備計画】

- ・ 消防活動困難区域の解消と避難経路の確保のため、避難道路整備を図ります。
- ・ 避難道路整備と併せて、沿道の建物不燃化促進を図ります。
- ・ 行き止まり道路の解消を図り、避難経路（二方向避難）を確保します。

【整備手法】

避難道路は次のいずれかの手法により、効果的な整備推進を図ります。

- ・ 公共整備型…道路法の区域決定（道路法第91条）により、建物補償等を伴う積極的な用地買収にて早期の整備を図ります。
- ・ 現道整備型…地区計画の地区施設として定め、早期の防災性向上を目的として、現況道路幅員にて、無電柱化による有効幅員を確保する手法で整備を図ります。

② 都営川島町アパート跡地活用事業

【活用方針】

- ・ 避難道路、権利者用代替地及び防災機能を備えた一定規模の公園等を整備し、本地区におけるコア事業として先行的に事業推進を行いました。

都営川島町アパート跡地	跡地活用	権利者用代替地	約 2,470 m ²
約 5,540 m ²		避難道路等	約 1,740 m ²
		公園等	約 1,330 m ²

【整備手法】

- ・ 早期の整備や、区の財政負担が抑制できることなどから、土地区画整理事業（個人施行）により整備を行いました。
- ・ 土地区画整理事業の施行は、都営川島町アパート跡地を区と共同取得したUR都市機構が施行しました。

③ 建物不燃化促進

＜都市防災不燃化促進事業＞ 本地区南部エリアに導入済みの本助成事業について、相談会や個別訪問の実施等により一層の活用を図ります。

＜不燃化特区制度の活用＞ 老朽住宅の建替え費用の一部や老朽建築物の除却費等を助成することにより、不燃化建替えを促進します。

＜接道不良敷地連担エリアの解消＞ 行き止まり道路や接道不良敷地連担エリアにおいては、新設道路整備や共同化事業、ポケットパーク整備等の取り組みを検討します。

＜老朽建築物の買収除却＞ 避難道路等の整備や、接道不良敷地の解消等において、老朽建築物の不燃化促進など安全性向上への効果が見込まれる場合には、当該老朽建築物の買収除却を行います。

④ 地区計画等の導入

- ・ 防災まちづくりを継続的、かつ着実に推進していくためのまちづくりのルールとして、弥生町三丁目周辺地区全域約 21.5 haに地区計画を導入します。

中野区 まちづくり推進部 まちづくり事業課 弥生町防災まちづくり担当

TEL：03-3228-8774 E-mail：yayoichou@city.tokyo-nakano.lg.jp